

保険金の未払い問題と政府の対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年十二月十五日

参議院議長 扇千景殿

前川清成

Q

◎

保険金の未払い問題と政府の対応に関する質問主意書

保険契約者は、保険事故が発生したならば保険金を受け取れる権利を有しているにもかかわらず、保険会社が保険金を支払わずにいる、いわば「保険金詐欺」と言うべき事態が続出している。

そこで、以下質問する。

一 保険事故が発生し、約款上保険金の支払い義務が発生しているにもかかわらず、保険会社が保険金を支払わないことを、通常「未払い」と言うべきと考えるが、政府の「未払い」に対する定義を明らかにされたい。

二 現在、政府が把握している保険金の未払いが存在する保険会社名、保険の種類、保険金額、契約者数等の保険金の未払い状況の概要について明らかにされたい。

三 二の保険金の未払いに対して、政府はいかなる措置を講じたのか明らかにされたい。

四 政府は、保険会社に対して、全ての契約について保険金の未払いの有無を精査するよう指導しているか。指導したのであれば、日時、指導方法及び指導内容について具体的に明らかにされたい。また、仮に精査の指導をしていないのであれば、その理由を明らかにされたい。

五 五月雨式に保険金の未払いが発覚するのは、保険会社が事実を隠蔽しているからなのか、あるいは政府の指導が適切に行われていないからなのか、政府の見解を明らかにされたい。また、現時点において保険会社が未払いを認識し得たにもかかわらず、全ての契約について改めて精査をしないことは、将来、未払いが公になつた場合、まさに保険会社が事実を隠蔽したと言える。このような場合には、特段の厳しい処分を講ずるべきだと考えるが、政府の採るべき対応策について見解を示されたい。

右質問する。